

獣医師確保就業体験支援事業実施要領

制 定 平成21年4月1日
改 正 平成25年4月1日
改 正 平成28年4月1日
最終改正 令和2年10月1日

農政水産部家畜防疫対策課

(趣旨)

第1条 この要領は、県の機関における獣医師確保の充実に資するために、獣医学生又は獣医師が本県の獣医職域たる機関で就業体験（以下「インターンシップ」という。）を行う場合に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の助成金を受けることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の農学部（これに相当する学部を含む。）の学生で獣医学を専攻している者又は獣医師であって、本県の獣医職域たる機関においてインターンシップを行う者（以下「インターンシップ生」という。）とする。

2 インターンシップ生は、インターンシップを行うに当たり、獣医系学生はインターンシップ学生受入依頼書（別記様式第1号）、獣医師はインターンシップ受入依頼書（別記様式第2号）に誓約書（別記様式第3号）を添えて、あらかじめ宮崎県農政水産部家畜防疫対策課（以下「家畜防疫対策課」という。）へ提出しなければならない。また、インターンシップ生が第3条に規定する助成を希望する場合は、家畜防疫対策課はインターンシップ学生受入依頼書又はインターンシップ受入依頼書及び誓約書の写しを公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「協会」という。）へ送付する。

(助成内容)

第3条 インターンシップ生がインターンシップを行うに当たって、居住地と宮崎県の往復に要した経費及び宮崎県内の移動に要した経費のうち、必要と認められるものについて、下記により助成するものとする。

(1) 県内に宿泊した場合、宿泊費については1泊あたり5,000円以内かつ5泊を上限とし、公共交通機関を利用し県外から県内へ移動するのに要した経費については、助成額を別表のとおりとする。

(2) 県外から県内への移動にあたり、個人包括旅行運賃を適用する場合の経費については、助成額を別表のとおりとする。

(3) 公共交通機関を利用して県内移動する場合、「職員の旅費に関する条例の運用について」（平成25年11月22日付け第212－1216号総務部長通知）に準じて取り扱い、5日間で5,000円を上限として助成する。

ただし、旅行雑費は支給しないものとする。

- 2 家畜伝染病の発生等のやむを得ない事情により、インターンシップ生の受入れを中止した場合、対象者が支払ったインターンシップに係る旅費及び宿泊費のキャンセル料について、別表の助成対象旅費上限額を上限として助成する。

(給付の申請)

- 第4条 前条第1項に規定する助成を受けようとする者は、家畜防疫対策課を経由して、協会へインターンシップ助成金交付申請書(別記様式第4号。以下「申請書」という。)にインターンシップ旅程報告書(別記様式第5号。以下「旅程報告書」という。)、宿泊証明書及び宿泊先、公共交通機関等の領収書を添えて、申請しなければならない。ただし、県内移動にかかる公共交通機関等利用の領収書については、特急料金を除き、この限りでない。
- 2 前条第2項に規定する助成を受けようとする者は、申請書に旅費及び宿泊費のキャンセル料の詳細が確認できる書類を添えて、家畜防疫対策課を経由して、協会へ申請しなければならない。

(交付決定の通知)

- 第5条 協会は、前条の規定に基づく申請に対し助成金の交付決定をした場合は、申請者に交付決定の内容及び交付額を通知するものとする。

(給付方法)

- 第6条 前条の通知を受けた申請者は、助成金を申請するに当たっては、協会にインターンシップ助成金交付請求書(別記様式第6号)を提出する。
- 2 協会は、インターンシップ助成金交付請求書の提出があったときは、口座振り込みにより、助成金を支払うものとする。

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の円滑な運用を図る上で必要な事項は家畜防疫対策課と協会との協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の予算に係る産業動物関連獣医師確保対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る産業動物関連獣医師確保対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。なお、平成28年4月1日までに助成金申請を行った者については、従前の内容を適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

(別表)

公共交通機関を用いた宮崎県外から宮崎県内への移動旅費助成額及び個人包括旅行運賃適用の場合の助成額

起点	助成対象旅費上限額	
	公共交通機関利用	個人包括旅行運賃適用 (5日間の場合)
北海道	40,000円	65,000円
東北	40,000円	65,000円
関東	30,000円	55,000円
中部・甲信越	30,000円	55,000円
関西	20,000円	45,000円
中国	15,000円	40,000円
四国	15,000円	40,000円
九州 (宮崎県除く)	10,000円	35,000円
宮崎県内	適用なし	適用なし